

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	えびの市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=161207110523

執行機関名 えびの市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	えびの市介護保険条例(平成12年えびの市条例第15号)による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	68	
③ 番号法別表第2の項	94	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		えびの市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年えびの市条例第28号)第4条第1項中の表 第10の項 えびの市介護保険条例(平成12年えびの市条例第15号)による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	えびの市介護保険条例(平成12年えびの市条例第15号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、介護が、市民の共同連帯の理念に基づき社会全体で担われるべきものであり、介護を必要とする者の選択によってその利用する介護サービスの内容が決定されるものとする介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)等による新たな制度的仕組みに対応し、基本理念を定め、介護保険の実施に関する基本的な事項及び介護保険運営協議会に関し必要な事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映しながら介護保険に関する施策を積極的に推進し、もってえびの市民の福祉の増進及び市民生活の安定向上を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		えびの市介護保険条例(平成12年えびの市条例第15号) えびの市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則(平成14年6月21日えびの市規則第12号)
--------------	--	---